

○国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程

	平成13年	4月	1日	付け	13水研	第	51号
改正	平成13年	11月	30日	付け	13水研	第	959号
改正	平成15年	3月	1日	付け	14水研	第	1139号
改正	平成15年	4月	1日	付け	14水研	第	1265号
改正	平成15年	10月	1日	付け	15水研	第	1086号
改正	平成15年	11月	1日	付け	15水研	第	1410号
改正	平成16年	11月	1日	付け	16水研本	第	1281号
改正	平成17年	12月	1日	付け	17水研本	第	1459号
改正	平成18年	4月	1日	付け	17水研本	第	1971号
改正	平成19年	4月	1日	付け	18水研本	第	1769号
改正	平成19年	10月	1日	付け	19水研本	第	1057号
改正	平成19年	12月	1日	付け	19水研本	第	1271号
改正	平成20年	4月	1日	付け	19水研本	第	1628号
改正	平成21年	4月	1日	付け	20水研本	第	1642号
改正	平成21年	5月	29日	付け	21水研本	第	10529012号
改正	平成21年	12月	1日	付け	21水研本	第	11130009号
改正	平成22年	4月	1日	付け	21水研本	第	20331019号
改正	平成22年	12月	1日	付け	22水研本	第	21130002号
改正	平成23年	1月	1日	付け	22水研本	第	21228004号
改正	平成23年	4月	1日	付け	22水研本	第	30331014号
改正	平成23年	6月	1日	付け	23水研本	第	30531010号
改正	平成23年	10月	1日	付け	23水研本	第	30929008号
改正	平成24年	5月	1日	付け	24水研本	第	40426016号
改正	平成24年	11月	1日	付け	24水研本	第	41031003号
改正	平成25年	4月	1日	付け	24水研本	第	50329003号
改正	平成26年	1月	1日	付け	25水研本	第	51225007号
改正	平成26年	4月	1日	付け	25水研本	第	60327007号
改正	平成26年	12月	1日	付け	26水研本	第	61128006号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本	第	70325001号
改正	平成28年	1月	1日	付け	27水研本	第	71221003号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本	第	80401006号
改正	平成28年	12月	1日	付け	28水機本	第	81128003号
改正	平成29年	4月	1日	付け	28水機本	第	90321002号
改正	平成29年	12月	1日	付け	29水機本	第	91122001号
改正	平成30年	4月	1日	付け	29水機本	第	00327014号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（17水研本第2030号。以下「職員就業規則」という。）第69条及び国立研究開発法人水産研究・教育機構海上就業規則（17水研本第1958号。以下「海上就業規則」という。）第41条の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の職員（職員就業規則の適用を受ける職員（同規則第5条第1項第1号から第5号までに掲げる職員を除く。）及び海上就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の給与）

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

（給与の支給）

第3条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

（俸給）

第4条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。ただし、職員就業規則第64条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文で規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- (1) 一般職員俸給表（別表第1）
- (2) 技術職員俸給表（別表第2）
- (3) 船舶職員俸給表（別表第3）
 - ア 船舶職員俸給表（一）
 - イ 船舶職員俸給表（二）
- (4) 研究開発職員俸給表（別表第4）
- (5) 教育職員俸給表（別表第5）
- (6) 看護職員俸給表（別表第6）

(7) 指定職員俸給表（別表第7）

- 2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、全ての職員に適用するものとする。
- 3 職員（第1項第7号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 指定職員の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員（指定職員を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職員が他の俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の役職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の役職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第80条及び海上就業規則第55条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表又は技術職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者、船舶職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である者、研究開発職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者及び教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である者）とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期

間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。
- 10 職員就業規則第15条の2第1項の規定により雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再雇用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。
- 11 職員就業規則第15条の2第2項に規定する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による俸給月額に、職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

- 第8条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第43条に規定する休日にあたる時は、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日でない日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額の全額を支給する。
- 2 前項に規定する「その月」の期間は、当該給与支給月の1日から末日まで（以下「給与期間」という。）とする。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職（次項による退職を除く。）し、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第43条、第45条第2項（育児短時間勤務職員にあっては、同規則第65条の規定により読み替えられた第43条、第45条第2項）及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日又は海上就業規則第25条及び第28条第1項に規定する休日（第21条において「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の調整額）

第10条 理事長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤

労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の役職に比して著しく特殊な役職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25を超えてはならない。

(俸給の特別調整額)

第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める役職を占める職員
- (2) 企画管理部門及び教学部門において、課等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員
- (3) 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める役職を占める職員
- (4) 船舶の運航業務を統括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員

- 2 前項に定める俸給月額の特別調整額は、同項各号に規定する役職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第23条第1項第1号ア、同条第1項第2号ア、同条第4項第1号ア及び同条第4項第2号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第46条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第23条第2項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

- 4 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るも

のない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般9級以上職員等が一般9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般9級以上職員等以外のものが一般9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員等及び一般9級以上職員等以外のものが一般8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特

定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

- 4 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、事務所（国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程（13水研第52号）第2条第1項に規定する本部、同条第2項に規定する研究所等又は国立研究開発法人水産研究・教育機構事務分掌及び組織細目（14水研第5号）第2条に規定する附属施設をいう。以下同じ。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。

- (1) 神奈川県横浜市に所在する事務所
- (2) 神奈川県横須賀市に所在する事務所
- (3) 茨城県神栖市、静岡県静岡市及び香川県高松市に所在する事務所
- (4) 北海道札幌市、新潟県新潟市、広島県廿日市及び長崎県長崎市に所在する事務所

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる事務所 100分の16
- (2) 前項第2号に掲げる事務所 100分の10
- (3) 前項第3号に掲げる事務所 100分の6
- (4) 前項第4号に掲げる事務所 100分の3

3 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該異動等の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下と

なる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ)
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)から引き続き人事交流等により職員となった場合において、採用の事情、当該採用されることとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。
 - 5 職員が事務所以外の施設に在勤する場合において、支給事務所に在勤する職員と権衡上必要があると認められる場合には、当該職員には、第1項から第3項までの規定に準じて、地域手当を支給する。
 - 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事

務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となつた者（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職

- 員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で

あつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった

者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事務所で理事長が別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

7 通勤手当が支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤

することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

- 第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特地勤務手当等）

- 第19条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。
- 2 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。

第20条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれらに準ずる事務所（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定め

るところにより、当該異動又は事務所の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となつて特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの其他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第14条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第21条 職員（次項に掲げる職員を除く。）が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 裁量勤務職員が勤務日（同規則第43条（第45条第1項に掲げる職員にあつては、同条第2項）及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない日1日につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（俸給の半減）

第22条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員(海上就業規則第3条第1号に規定する船員(以下「船員」という。)を除く。)には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員及び第11条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。)における勤務 100分の150

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135(職員就業規則第53条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日(同項第2号に掲げる場合にあっては、当該振り替えて休日とされた日)に行った勤務にあっては、100分の35)

イ 深夜における勤務 100分の160

(3) 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150

イ 深夜における勤務 100分の175

2 裁量勤務職員には、理事長が別に定めるところにより得られる時間に対して、1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間(第1号アに掲げる勤務にあっては、第11条第4項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間)」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる船員にあっては、第1

号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の130

イ 深夜における勤務 100分の155

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の140

イ 深夜における勤務 100分の165

(3) 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150

イ 深夜における勤務 100分の175

5 再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項及び第4項の規定の適用については、同各項中それぞれ「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(夜勤手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第25条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が

支給される場合にあつては当該各号に定める額の合計額を別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

- (1) 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額
- (2) 寒冷地手当 第32条の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。）し、又は解雇（同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。）にされた職員（第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもので理事長が別に定めるもの（第30条において「特定管理職員」という。）にあつては6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇にされた職員にあつては、退職し、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあつては、俸給の月額を算出率で

除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額)並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第82条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し

期末手当を支給することが、機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価（国立研究開発法人水産研究・教育機構人事評価実施規程（22水研本第20930010号）第11条第3項に規定する業績評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況（国立研究開発法人水産研究・教育機構研究職員業績評価実施規程（15水研第869号）に規定する研究職員業績評価、国立研究開発法人水産研究・教育機構研究管理職員業績評価実施規程（17水研本第921号）に規定する研究管理職員業績評価又は国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校教育職員教育研究業績評価実施規程（28水機本第80401018号）に規定する教育職員業績評価（以下「研究業績評価」という。））が実施される職員にあっては、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況及

び基準日の属する事業年度（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項に規定する事業年度をいう。）の前事業年度分の研究業績評価の結果）に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者の属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職をし、又は解雇された職員にあっては退職をし、又は解雇された日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（期末特別手当）

第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1

箇月以内に退職し、又は解雇にされた指定職員（第35条第7項の規定の適用を受ける指定職員及び理事長が別に定める指定職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第81条又は第82条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇にされた指定職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在）において指定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは、「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第32条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる職員のいずれかに該

当する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- (1) 別表第8に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員
 - (2) 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員であって、寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が別に定める区域に居住するもの
- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	2 6 , 3 8 0 円	1 4 , 5 8 0 円	1 0 , 3 4 0 円
2 級地	2 3 , 3 6 0 円	1 3 , 0 6 0 円	8 , 8 0 0 円
3 級地	2 2 , 5 4 0 円	1 2 , 8 6 0 円	8 , 6 0 0 円
4 級地	1 7 , 8 0 0 円	1 0 , 2 0 0 円	7 , 3 6 0 円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第8に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第17条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。			

- 3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。
- 4 理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 5 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第8のとおりとする。

7 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第33条 第10条から第12条まで、第15条、第18条、第23条、第27条及び第30条の規定は、指定職員には適用しない。

2 第12条、第13条、第14条第3項及び第4項、第15条、第19条、第20条、第31条並びに第32条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第34条 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当(第20条の規定による手当を含む。)、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第56条第1項又は海上就業規則第36条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額(以下「休業補償給付等の額」という。)を差し引いた額の給与を支給する。

2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。

3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職に

されたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第35条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等職員の給与)

- 第36条 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第63条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第63条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第63条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 4 職員就業規則第64条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休業等職員の給与)

- 第37条 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第66条第1項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員就業規則第67条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。
- 5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

第38条 職員就業規則第20条第1項又は第2項の規定により派遣にされている職員及び同規則第21条第1項の規定により在籍型出向にされている職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第39条 自己啓発等休業(職員就業規則第68条の2第1項に規定する自己啓発等休業をいう。)をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年11月30日付け13水研第959号]

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成15年3月1日付け14水研第1139号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第30条第1項から第3項まで、第34条第1項から第3項まで、及び第44条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の変更等)
- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務

の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\ \text{とその1号下位の号俸との差額} \\ \times \\ \text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} \\ - \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\ \div \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額} \\ + \\ \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{array} \right)}{\quad}$$

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

6 施行日から平成15年3月31日までの間における第30条及び第34条の適用については、第30条第2項及び第34条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、第30条第3項及び第34条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

（平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

7 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。)及び第4項から第6項まで、第34条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 施行日(期末手当等について第30条第1項後段、第34条第1項後段又は第43条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)による俸給月額(継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額)及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

8 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第30条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第30条第2項第1号及び第34条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第30条第2項第2号及び第34条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第30条第2項第3号及び第34条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第30条第2項第4号及び第34条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

9 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則 [平成15年4月1日付け14水研第1265号]
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年10月1日付け15水研第1086号]
(施行期日)

1 この規程は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き独立行政法人水産総合研究センターの職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成15年11月1日付け15水研第1410号]
(施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条、第17条、第30条、第34条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の見直し等)

2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\ & \text{とその1号下位の号俸との差額} \\ & \quad \times \\ & \left[\begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} \\ - \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{array} \right] \\ & \quad \div \\ & \left[\begin{array}{l} \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額} \end{array} \right] \\ & \quad + \\ & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{aligned}$$

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後におけ

る最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第30条及び第34条の規定の適用については、第30条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第34条第2項及び第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第34条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。

（平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 7 平成15年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項及び第4項から第6項まで、第34条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

（1）平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮

して理事長が別に定めるものを除く。) にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(第21条の規定による手当を含む。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第15条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

(その他)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成16年11月1日付け16水研本第1281号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第35条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き旧寒冷地(この規程による改正前の独立行

政法人水産総合研究センター職員給与規程第35条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。)に在勤する職員(再任用職員(改正後の職員給与規程第7条第11項に規定する再任用職員をいう。)を除く。以下「経過措置対象職員」という。)に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。

- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第35条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 他の国家公務員等(改正後の職員給与規程第15条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。)であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)
- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第28条の規定の適用については、同条第2号中「第35条第2項」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(16水研本第1281号)附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則 [平成17年12月1日付け17水研本第1459号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

との差額×
$$\frac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額 (以下「旧俸給月額」という。)} \quad \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{その者の施行日の前日における俸給月額 (以下「旧俸給月額」という。)} \quad \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}$$

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその
1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第34条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（職員給与規程第21条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった

期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1971号]

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあつては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定す

る職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額、改正前の職員給与規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年12月1日付け21水研本第11130009号。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（この項において単に「減額改定対象職員」という。）にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を、減額改定対象職員以外の職員にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日付け22水研本第21130002号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第3項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
 - (1) 改正後の職員給与規程第11条第1項、第14条第2項から第4項まで、第20条第2項、第21条、第27条第4項及び第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）、第30条第3項、第31条第4項に規定する俸給の月額
 - (2) 改正後の職員給与規程第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

(3) 改正後の職員給与規程第22条の規定による給与の半減、第35条に規定する休職者等の給与、第36条第1項及び第2項に規定する育児休業職員の給与の額及び第38条に規定する在籍派遣職員の給与を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第14条第2項 第1号	100分の12	100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第3号	100分の6	100分の6を超えない範囲で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第4号	100分の3	100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

13 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第15条第4項又は第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又は施行日の前日において勤務地等(同条第4項に規定する「勤務地等」をいう。)に在勤していた一般職給与法適用職員等(同項に規定する「一般職給与法適用職員等」をいう。)が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

--	--	--

支給事務所に在勤する	独立行政法人水産総合研究センター給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1971号）による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（13水研第51号）（以下「改正前の職員給与規程」という。）第15条第1項に定める理事長が別に定める地域（以下「旧支給地域」という。）に在勤する
在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が	在勤していた旧支給地域に係る調整手当の支給割合（改正前の職員給与規程第15条第2項各号に定める割合をいい、理事長が

（派遣職員に関する経過措置）

- 14 職員就業規則附則第5項の規定により同規則第20条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第46条の規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第38条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（その他）

- 15 第2項から前項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年4月1日付け18水研本第1769号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給表の廃止に伴う特例）

- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第2又は別表第4の俸給表の適用を受けていた職員の施行日において適用される俸給表、号俸又は俸給の月額、理事長が別に定めるところにより決定される俸給表、号俸又は俸給の月額とする。

（平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置）

- 3 独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1971号）附則第8項から第10項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以

下「改正後の職員給与規程」という。)第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(17水研本第1971号)附則第8項から第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 平成20年3月31日までの間においては、改正後の職員給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 改正後の職員給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(その他)

- 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年10月1日付け19水研本第1057号]

(施行期日)

- この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

- この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第36条第3項の規定は、育児休業をした職員がこの規程の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

(その他)

- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年12月1日付け19水研本第1271号]

(施行期日等)

- この規程は、平成19年12月1日から施行する。

- この規程(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第30条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年4月1日付け19水研本第1628号]

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1642号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年5月29日付け21水研本第10529012号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第27条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第27条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第30条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の

85」とする。

附 則 [平成21年12月1日付け21水研本第11130009号]

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の職員給与規程第27条第2項から第6項まで、若しくは第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第20条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数かた当該機関を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで

技術職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
船舶職員（一）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
船舶職員（二）	1 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
研究開発職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 22 年 4 月 1 日付け 21 水研本第 20331019 号]

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 22 年 1 2 月 1 日付け 22 水研本第 21130002 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 1 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第 27 条第 2 項から第 6 項まで、若しくは第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 7 項又は第 38 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とす

る。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(職員給与規程第20条の規定による手当を含む。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技術職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで

	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
船舶職員（一）	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 2 号俸まで
船舶職員（二）	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	6 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究開発職員	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで

	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（55 歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置）

3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける者のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第 22 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額の 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項から第 5 項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 27 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職

員」という。) にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する 100 分の 25 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額 (同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額 (第 30 条第 4 項において準用する第 27 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員 (以下この号において「管理監督職員」という。) にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する 100 分の 25 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 5 項において「勤勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 30 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額 (同条第 4 項において準用する第 27 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 5 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 30 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(6) 第 35 条第 1 項から第 7 項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

- ア 第35条第1項又は第2項 前各号に定める額から当該特定職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額
- イ 第35条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第35条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第35条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第35条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸 給 表	職 務 の 級
一般職員	6 級
技術職員	6 級
船舶職員（一）	6 級
研究開発職員	5 級
教育職員	4 級

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を同条に規定する別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第3項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同項の規程にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定管理職員にあっては、100

分の1.575)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあつては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)、12月に支給するときは100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(22水研本第21130002号)の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(育児短時間勤務職員に関する読替え)

- 7 育児短時間勤務職員に対する附則第3項第1号、第4号及び第5号の規定に適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額(」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額(」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額並びに(」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額並びに(」と、「俸給月額に(」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に(」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

(その他)

- 8 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成23年1月1日付け22水研本第21228004号]

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け22水研本第30331014号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において第7条第5項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員就業規則第64条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定

の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の規定により読み替えられた職員就業規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 [平成23年6月1日付け23水研本第30531010号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の第22条第1項の適用については、同項中「負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。））」とあるのは「平成23年6月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則 [平成23年10月1日付け23水研本第30929008号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(昇給に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第7条第5項の規定による昇給については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 施行日以後1年間において行われる改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
 - (2) 研究業績評価が実施される職員 当分の間、改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
(勤勉手当に関する経過措置)
- 3 平成23年12月1日を基準日とする勤勉手当における改正後の職員給与規程第30条第1項の規定の適用については、「直近の人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

附 則 [平成24年5月1日付け24水研本第40426016号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成26年3月31日までの給与の特例措置)

- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給月額（この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年4月1日付け17水研本第1971号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が第22条第1項の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技術職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
船舶職員俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6级以上	100分の9.77
船舶職員俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
研究開発職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲

げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (5) 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (8) 第35条第1項から第7項まで又は第38条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額
 - ア 第35条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から休業補償給付等の額を差し引いた額
 - イ 第35条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第35条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第35条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第35条第7項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項に規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
 - カ 第38条 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額（勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置）
- 4 特例期間においては、第21条、第23条、第24条、第36条又は第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手

当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例)

- 5 特例期間においては、独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日付け22水研本第21130002号。以下「平成22年改正規程」という。)附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から平成22年改正規程附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは平成22年改正規程附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号ア中「前項及び前各号」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年5月1日付け24水研本第40426016号。以下「平成24年改正規程」という。)附則第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第6号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により読み替えられた第6号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 6 平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員(平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける者(以下「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1

月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の第 7 条第 5 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成 2 4 年 5 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

7 平成 2 5 年 4 月 1 日において平成 1 8 年改正規程附則第 8 項から第 1 0 項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 2 4 年 5 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成 2 5 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

8 平成 2 6 年 4 月 1 日において平成 1 8 年改正規程附則第 8 項から第 1 0 項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 2 4 年 5 月 1 日及び平成 2 5 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成 2 6 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

9 職員就業規則第 6 4 条に規定する育児短時間勤務職員に対する前 3 項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第 6 5 条の規定により読み替えられた同規則第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成 2 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

1 0 平成 2 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 2 7 条第 2 項から第 6 項まで、第 3 5 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 7 項若しくは第 3 8 条又は平成 2 2 年改正規程附則第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から第 1 号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第 2 号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

（1）平成 2 3 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ

れ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（該当日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（第20条の規定による手当を含む。）の月額（平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、平成24年4月の1月分の月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで

	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
船舶職員俸給表 (一)	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
船舶職員俸給表 (二)	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 9 7 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
研究開発職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで

- (2) 第 6 項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を減じた額

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 1 1 平成24年12月に職員(同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。)に支給する期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第35条第1項から第4項まで、第6項、第7項若しくは第38条又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第2項から第4項まで(第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第6項(第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び次項の規定(独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程(平成15年6月24日付け15水研第704号。)の適用を受けていた職員にあっては、独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年5月1日付け24水研本第40426017号。)第2項から第4項まで及び第7項の規定。以下この項において同じ。)が同年4月1日から適用されていたとしたならば同月分として第2項から第4項までの規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 1 2 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者(同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ第10項第1号の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。))を除く。)に対する当該期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第32条第1項から第4項まで及び第6項若しくは第7項又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から、平成26年6月1日(当該支給される期末手当について第27条第1項後段又は第35条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日)において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の3.67(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

- 1 3 第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたとき又

は前項第1号の基礎額若しくは前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 [平成24年11月1日付け24水研本第41031003号]
この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 [平成25年4月1日付け24水研本第50329003号]
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年1月1日付け25水研本第51225007号]
この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日付け25水研本第60327007号]
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年12月1日付け26水研本第61128006号]
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第30条第2項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日付け22水研本第21130002号）附則第5項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年1月1日付け27水研本第71221003号]
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程（以

下「職員給与規程」という。)第30条及び別表第1から別表第4の改正部分を除く。第4項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から、第30条は平成27年12月1日から適用する。

- 3 適用日から施行日までの間において、職員給与規程第5条第1項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表第1から別表第4を適用する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から23号俸まで
	3級	1号俸から7号俸まで
技術職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から23号俸まで
	3級	1号俸から7号俸まで
船舶職員俸給表(一)	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から31号俸まで
	3級	1号俸から15号俸まで
船舶職員俸給表(二)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から34号俸まで
	3級	1号俸から22号俸まで
	4級	1号俸から2号俸まで
研究開発職員俸給表	1級	1号俸から55号俸まで
	2級	1号俸から31号俸まで

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をした者との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年改正規程附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 8 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 9 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第7条第3項、第4項、第6項、第7項及び第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)並びに平成22年改正規程附則第3項第2号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と改正後の職員給与規程附則第6項から第8項による俸給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 10 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の

適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項 第1号	前項第1号に掲げる事務所 100分の16	前項第1号に掲げる事務所 100分の15
第14条第2項 第3号	前項第3号に掲げる事務所 100分の6	静岡県静岡市に所在する事務所 100分の6 香川県高松市に所在する事務所 100分の5 茨城県神栖市に所在する事務所 100分の4
第14条第2項 第4号	前項第4号に掲げる事務所 100分の3	北海道札幌市、広島県広島市及び 長崎県長崎市に所在する事務所 100分の3 新潟県新潟市に所在する事務所 100分の2
第17条第2項	30,000円	26,000円

(広域異動手当に関する特例)

- 11 適用日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 12 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

- 13 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401006号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(旧独立行政法人水産大学校職員に係る俸給等に関する取扱い)

- 2 施行日の前日において、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第70号)附則第9条第1項の規定により解散した独立行政法人水産大学校の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)であった者のうち、施行日において引き続き機構の職員となった者の施行日における俸給表、職務の級及び号俸は、施行日の前日において、その者が現に受けていた俸給表、職務の級及び号俸とする。この場合において、独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程(27水大校第634号)附則第6項から第8項までの規定による俸給の支給を受けていた者については、国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(27水研本第71221003号)附則第6項から第8項までの規定を適用し、俸給として支給する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表第5に掲げる地域(以下「旧寒冷地」という。)に所在する事務所に在勤する職員であって、施行日において改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でなくなったもの(以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。)のうち、施行日の前日から基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であった者に対しては、基準日の属する月が平成28年11月から平成30年3月までの間、同条の規定に関わらず、改正後の職員給与規程別表第8に規定する4級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分(当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第32条第2項の表の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額に、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額を寒冷地手当として支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 4 改正後の職員給与規程第32条第4項及び第5項の規定は前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年4月1日付け28水機本第80401006号。以下「改正給与規程」という。)

附則第2項」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「改正給与規程附則第2項及び同附則第3項において読み替えて準用する前項」と、「第2項及び第3項」とあるのは「同附則第2項」と読み替えるものとする。

- 5 前2項の規程により寒冷地手当を支給される者と権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない者のうち、施行日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 6 国家公務員等であった者が、人事交流等により、施行日以降に引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事情、施行日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年12月1日付け28水機本第81128003号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第30条第2項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日付け22水研本第21130002号）附則第5号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年1月1日付け27水研本第71221003号）附則第6号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90321002号]

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程の規定(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、

同条第2項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第

1 項中「扶養親族（一般 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般 9 級以上職員等から一般 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（一般 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般 9 級以上職員等から一般 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般 9 級以上職員等以外の職員から一般 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の職員給与規程第 12 条第 1 項ただし書並びに第 13 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、改正後の職員給与規程第 12 条第 3 項及び第 13 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般 8 級職員等」とあるのは「一般 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般 9 級以上職員等から一般 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（一般 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般 9 級以上職員等から一般 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前

項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級以上職員等」とあるのは「一般8級職員等が一般8級以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等及び一般9級以上職員等」とあるのは「一般8級以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは「が一般8級以上職員等」とする。

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成29年12月1日付け29水機本第91122001号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年1月1日付け27水研本第71221003号。以下この項において「平成28年改正規程」という。）附則第6号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の職員給与規程の規定（平成28年改正規程附則第6項の規定による俸給を含む。）による給与の内払とみなす。

附 則 [平成30年4月1日付け29水機本第00327014号]

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第5条第1項第1号関係)

一般職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)	8級 俸給月額(円)	9級 俸給月額(円)	10級 俸給月額(円)
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				

74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再雇用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考1 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

別表第2(第5条第1項第2号関係)

技術職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)	8級 俸給月額(円)	9級 俸給月額(円)	10級 俸給月額(円)
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				

74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再雇用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

- 備考1 さけ類又はます類のふ化業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員に適用する。
2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

別表第3ア(第5条第1項第3号ア関係)

船舶職員俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900	415,500	488,100
2	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200	418,000	489,900
3	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400	420,600	491,800
4	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900	423,100	493,700
5	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000	425,400	495,500
6	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100	427,800	496,900
7	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300	430,200	498,300
8	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200	432,600	499,600
9	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100	434,300	500,800
10	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200	436,500	502,100
11	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300	438,800	503,400
12	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300	441,000	504,700
13	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100	442,700	506,000
14	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800	444,900	507,100
15	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600	447,000	508,200
16	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300	449,200	509,200
17	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100	451,400	510,200
18	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100	453,700	511,300
19	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100	456,000	512,500
20	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200	458,200	513,500
21	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700	460,400	514,500
22	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600	462,200	515,400
23	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400	463,900	516,300
24	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400	465,600	517,100
25	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900	467,000	517,800
26	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500	468,300	518,400
27	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300	469,500	519,000
28	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000	470,600	519,600
29	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000	471,700	520,200
30	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600	472,700	
31	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100	473,700	
32	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700	474,900	
33	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300	475,300	
34	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600	476,300	
35	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900	477,400	
36	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100	478,500	
37	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300	479,400	
38	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300	480,300	
39	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300	481,200	
40	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300	482,100	
41	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700	482,900	
42	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300	483,600	
43	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000	484,300	
44	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700	485,000	
45	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300	485,500	
46	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600	486,100	
47	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200	486,700	
48	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800	487,300	
49	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100	487,600	
50	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800	488,200	
51	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500	488,900	
52	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200	489,400	
53	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800	489,900	
54	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500	490,600	
55	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200	490,900	
56	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800	491,500	
57	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200	492,000	

58	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900		
59	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600		
60	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300		
61	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700		
62	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000		
63	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300		
64	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600		
65	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800		
66	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100		
67	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400		
68	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700		
69	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900		
70			369,100	421,600	449,200		
71			369,500	422,200	449,500		
72			369,800	422,800	449,700		
73			370,300	423,300	449,900		
74			370,500	423,900			
75			371,000	424,400			
76			371,500	425,000			
77			371,800	425,500			
78			372,300	426,100			
79			372,800	426,800			
80			373,300	427,400			
81			373,800	427,700			
82			374,200	428,300			
83			374,700	429,000			
84			375,200	429,600			
85			375,600	430,000			
86			376,100	430,500			
87			376,500	431,200			
88			377,000	431,900			
89			377,500	432,100			
90			378,000				
91			378,500				
92			379,000				
93			379,300				
94			379,700				
95			380,200				
96			380,600				
97			381,100				
98			381,400				
99			381,900				
100			382,300				
101			382,900				
再雇用職員	219,900	249,900	279,300	320,000	348,800	395,300	463,300

備考 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他法人が指定する船舶に
 乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長及び事務員そ
 の他これらと同等の職務に従事する職員に適用する。

別表第3イ(第5条第1項第3号イ関係)

船舶職員俸給表(二)

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)
1	146,200	190,100	224,300	257,900	289,800	318,200
2	147,200	192,200	226,000	259,300	291,200	320,100
3	148,300	194,400	227,500	260,800	292,600	321,600
4	149,300	196,600	228,900	262,500	294,000	323,300
5	150,300	198,700	230,200	264,200	295,300	325,000
6	151,600	200,600	231,900	266,100	296,600	326,500
7	152,900	202,500	233,600	267,800	297,900	328,200
8	154,200	204,400	235,100	269,300	299,200	329,700
9	155,300	206,200	236,600	270,600	300,600	331,400
10	156,800	207,800	238,300	272,400	301,800	333,000
11	158,400	209,400	240,100	274,100	302,900	334,600
12	159,900	211,000	241,800	275,800	304,100	336,100
13	161,200	212,600	243,400	277,100	305,100	337,700
14	162,700	214,200	245,200	278,600	306,100	339,300
15	164,200	215,600	247,000	280,100	306,900	340,900
16	165,800	217,100	248,700	281,600	307,900	342,300
17	167,200	218,300	250,400	283,000	308,800	343,800
18	168,900	219,700	252,300	284,400	309,800	345,400
19	170,600	221,100	254,200	285,700	310,600	347,100
20	172,300	222,400	255,800	287,100	311,300	348,700
21	173,900	223,400	257,400	288,600	312,200	350,200
22	175,900	224,800	258,800	289,900	313,000	351,800
23	177,800	226,200	260,300	291,400	314,100	353,400
24	179,700	227,600	262,000	292,800	315,100	355,000
25	181,400	228,900	263,600	294,000	315,800	356,200
26	183,200	230,200	265,500	295,300	316,600	357,800
27	185,000	231,600	267,200	296,500	317,400	359,300
28	186,800	233,000	268,800	297,800	318,200	360,800
29	188,400	234,300	270,000	299,000	319,100	362,200
30	190,500	235,800	271,800	300,100	320,000	363,500
31	192,600	237,200	273,400	301,100	320,800	364,900
32	194,700	238,500	275,000	302,200	321,400	366,400
33	196,600	239,600	276,500	303,400	322,300	367,400
34	198,500	240,500	277,900	304,300	323,200	368,400
35	200,400	241,200	279,400	305,300	324,100	369,600
36	202,300	242,300	280,800	306,300	324,900	370,700
37	204,100	243,000	282,100	307,300	325,500	371,700
38	205,700	244,300	283,400	308,300	326,400	372,800
39	207,300	245,400	284,600	309,200	327,300	373,800
40	208,900	246,600	285,900	310,300	328,200	374,900
41	210,300	247,400	287,500	311,300	328,800	375,800
42	211,900	248,700	288,800	312,100	329,700	376,800
43	213,500	249,900	290,100	313,000	330,500	377,700
44	215,100	251,400	291,400	313,900	331,300	378,700
45	216,500	252,400	292,900	314,800	332,100	379,700
46	217,800	253,800	294,200	315,700	332,900	380,500
47	219,000	255,100	295,500	316,500	333,600	381,500
48	220,300	256,300	296,800	317,200	334,400	382,400
49	221,700	257,400	297,800	318,000	334,900	383,200
50	222,900	258,800	299,000	318,800	335,400	384,200
51	224,100	260,200	300,000	319,600	336,000	385,000
52	225,200	261,600	301,300	320,300	336,600	385,700
53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900	386,700
54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400	387,500
55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000	388,400
56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600	389,100
57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900	390,000

58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500	390,800
59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100	391,600
60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700	392,400
61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900	392,900
62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300	393,600
63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600	394,200
64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100	394,900
65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300	395,500
66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700	396,000
67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100	396,400
68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500	396,900
69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000	397,600
70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400	
71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800	
72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300	
73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900	
74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400	
75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900	
76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300	
77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600	
78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000	
79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400	
80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800	
81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200	
82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500	
83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900	
84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300	
85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700	
86		291,600	325,400	334,600	351,100	
87		292,000	325,600	335,000	351,500	
88		292,300	325,900	335,400	351,900	
89		292,500	326,200	335,600	352,300	
90		292,800	326,500	335,900		
91		293,200	326,700	336,200		
92		293,500	327,000	336,600		
93		293,700	327,200	337,000		
94		294,100	327,400	337,200		
95		294,500	327,800	337,500		
96		294,900	328,200	337,800		
97		295,100	328,400	338,100		
98		295,300	328,700	338,400		
99		295,500	329,100	338,700		
100		295,800	329,500	339,000		
101		296,200	329,600	339,200		
102		296,500	329,800	339,500		
103		296,700	330,000	339,800		
104		296,900	330,300	340,100		
105		297,200	330,600	340,300		
106			330,900	340,700		
107			331,100	340,900		
108			331,400	341,100		
109			331,700	341,400		
110			332,000			
111			332,300			
112			332,600			
113			332,800			
再雇用職員	214,700	229,200	231,200	253,300	281,800	311,600

備考 船舶に乗り組む職員(船舶職員俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)

別表第4(第5条第1項第4号関係)

研究開発職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)
1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200	522,900
2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100	526,000
3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800	529,100
4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600	532,200
5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700	535,300
6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400	537,700
7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100	540,100
8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800	542,500
9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400	544,900
10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000	546,600
11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700	548,500
12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500	550,400
13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100	552,100
14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800	553,400
15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600	554,600
16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300	555,600
17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800	556,700
18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400	557,400
19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900	558,000
20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500	558,600
21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000	559,300
22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600	
23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200	
24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700	
25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900	
26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200	
27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700	
28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200	
29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700	
30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200	
31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700	
32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200	
33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500	
34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900	
35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300	
36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800	
37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200	
38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700	
39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100	
40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600	
41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900	
42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100	
43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300	
44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500	
45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200	
46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700	
47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300	
48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800	
49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500	
50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900	
51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300	
52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800	
53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900	
54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100	
55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300	
56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500	
57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400	

58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400	
59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400	
60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400	
61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500	
62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400	
63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100	
64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800	
65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600	
66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400	
67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200	
68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000	
69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700	
70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500	
71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300	
72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100	
73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800	
74	262,100	318,200	388,200			
75	263,500	319,300	388,800			
76	264,600	320,400	389,500			
77	265,700	321,500	390,200			
78	266,900	322,500	390,800			
79	268,200	323,400	391,400			
80	269,300	324,300	392,000			
81	270,600	325,400	392,600			
82	271,900	326,200	393,200			
83	273,200	326,900	393,800			
84	274,400	327,700	394,400			
85	275,500	328,200	394,900			
86	276,600	328,700	395,400			
87	277,900	329,200	395,900			
88	279,100	329,700	396,600			
89	280,000	330,000	397,000			
90	281,200	330,500				
91	282,200	331,000				
92	283,400	331,500				
93	284,300	331,800				
94	285,300	332,200				
95	286,300	332,700				
96	287,300	333,200				
97	287,700	333,700				
98	288,600	334,200				
99	289,300	334,700				
100	290,200	335,200				
101	291,100	335,700				
102	291,800	336,200				
103	292,500	336,700				
104	293,200	337,200				
105	293,900	337,700				
106	294,400	338,100				
107	294,900	338,600				
108	295,400	339,000				
109	295,600	339,500				
110	296,000	339,900				
111	296,300	340,400				
112	296,600	340,800				
113	296,900	341,300				
114	297,200	341,700				
115	297,500	342,200				
116	297,800	342,600				
117	298,100	343,100				
118	298,500	343,500				

119	298,800	343,900				
120	299,200	344,300				
121	299,500	344,700				
再雇用職員	217,100	258,300	283,100	325,500	384,000	522,700

備考 研究所等で試験研究又は調査研究業務並びに開発調査又は技術
開発業務に従事する職員に適用する。

別表第5(第5条第1項第5号関係)
教育職員俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
2	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
3	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
4	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
5	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
6	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
7	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
8	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
9	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
10	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
11	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
12	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
13	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
14	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
15	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
16	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
17	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
18	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
19	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
20	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
21	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
22	264,500	323,900	377,000	452,600	
23	267,400	326,500	379,100	455,000	
24	270,300	329,300	381,100	457,300	
25	273,100	331,400	382,700	459,300	
26	275,700	333,600	384,500	461,500	
27	278,200	335,800	386,300	463,600	
28	280,900	338,300	388,200	465,800	
29	283,800	340,700	390,100	467,900	
30	286,200	342,900	391,800	470,200	
31	288,400	345,000	393,500	472,400	
32	290,800	346,900	395,200	474,500	
33	293,200	349,100	396,900	476,400	
34	295,400	351,400	398,700	478,500	
35	297,900	353,700	400,200	480,800	
36	300,200	355,900	402,000	483,000	
37	302,700	357,600	403,100	485,100	
38	304,400	359,600	404,700	487,100	
39	306,100	361,700	406,300	489,000	
40	307,800	363,600	407,800	490,900	
41	309,700	365,500	408,800	492,900	
42	310,500	367,400	410,400	494,800	
43	311,400	369,200	411,900	496,500	
44	312,300	371,000	413,500	498,400	
45	313,200	372,900	414,900	500,300	
46	314,300	374,700	416,500	502,100	
47	315,200	376,200	417,900	503,900	
48	316,300	378,000	419,500	505,800	
49	317,300	379,500	420,900	507,500	
50	318,400	381,100	422,200	509,200	
51	319,300	382,900	423,500	511,000	
52	320,200	384,600	424,800	512,900	
53	321,400	385,700	425,500	514,500	
54	322,400	387,200	426,500	516,100	
55	323,400	388,600	427,400	517,800	
56	324,400	390,200	428,300	519,400	
57	325,300	391,600	429,200	521,000	

58	326,400	393,000	430,100	522,300	
59	327,500	394,300	431,000	523,600	
60	328,500	395,800	431,900	524,800	
61	329,500	397,100	432,800	526,000	
62	330,500	398,500	433,700	527,000	
63	331,600	400,000	434,700	528,000	
64	332,700	401,500	435,800	529,000	
65	333,500	402,500	436,700	529,600	
66	334,600	403,600	437,700	530,500	
67	335,300	404,600	438,700	531,400	
68	336,400	405,700	439,600	532,300	
69	337,000	406,700	440,600	533,200	
70	338,100	407,600	441,600	534,000	
71	339,100	408,400	442,500	534,700	
72	340,200	409,200	443,500	535,200	
73	340,600	410,000	444,500	535,900	
74	341,600	410,900	445,400	536,400	
75	342,600	411,700	446,300	537,200	
76	343,600	412,500	447,300	537,800	
77	344,600	413,200	448,100	538,300	
78	345,600	413,600	448,600		
79	346,500	413,900	449,300		
80	347,400	414,200	449,900		
81	348,400	414,500	450,700		
82	349,400	414,800	451,400		
83	350,400	415,000	451,700		
84	351,400	415,300	452,300		
85	352,000	415,600	452,700		
86	352,600	415,900	453,000		
87	353,200	416,200	453,300		
88	353,800	416,500	453,600		
89	354,400	416,700	453,900		
90	354,800	417,000			
91	355,200	417,300			
92	355,700	417,600			
93	356,200	417,800			
94	356,600	418,100			
95	357,100	418,400			
96	357,600	418,700			
97	358,200	418,900			
98	358,700	419,200			
99	359,100	419,500			
100	359,600	419,700			
101	360,000	419,900			
102	360,500	420,200			
103	360,800	420,500			
104	361,300	420,700			
105	361,800	420,900			
106	362,200				
107	362,700				
108	363,200				
109	363,600				
110	364,100				
111	364,600				
112	365,000				
113	365,400				
114	365,800				
115	366,300				
116	366,700				
117	367,100				
118	367,500				

119	368,000				
120	368,400				
121	368,700				
122	369,100				
123	369,600				
124	369,900				
125	370,300				
126	370,800				
127	371,300				
128	371,700				
129	372,100				
再雇用職員	282,400	293,400	315,300	399,300	533,700

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手(船舶職員俸給表の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第6(第5条第1項第6号関係)

看護職員俸給表

職務の級	1級	2級	3級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	161,300	188,800	237,200
2	162,700	190,900	239,000
3	164,200	193,000	240,800
4	165,600	195,000	242,600
5	167,100	197,100	244,000
6	168,600	199,400	245,300
7	170,100	201,700	246,500
8	171,600	204,000	247,800
9	172,900	206,400	248,800
10	174,600	207,800	249,900
11	176,200	209,200	250,800
12	177,700	210,500	251,700
13	179,200	211,900	253,000
14	181,200	213,400	254,100
15	183,200	214,900	254,900
16	185,200	216,100	255,900
17	187,400	217,500	256,600
18	189,500	219,000	257,500
19	191,600	220,500	258,500
20	193,700	222,000	259,400
21	195,800	223,400	260,300
22	198,000	225,100	261,300
23	200,200	226,800	262,200
24	202,400	228,500	263,200
25	204,400	229,900	264,400
26	205,700	231,600	265,700
27	207,000	233,300	266,900
28	208,300	235,000	268,100
29	209,500	236,600	269,300
30	210,700	238,000	270,800
31	212,000	239,300	272,400
32	213,200	240,400	273,800
33	214,500	241,600	275,400
34	215,800	242,700	276,900
35	217,100	243,600	278,200
36	218,400	244,700	279,500
37	219,800	245,800	281,100
38	221,200	246,900	282,500
39	222,500	247,800	284,000
40	223,900	248,900	285,400
41	224,900	249,500	286,900
42	226,300	250,400	288,400
43	227,700	251,300	289,900
44	229,100	252,200	291,500
45	230,300	253,000	292,800
46	231,700	254,000	294,200
47	233,000	254,900	295,700
48	234,300	255,900	297,200
49	235,300	256,900	298,400
50	236,400	258,100	299,700
51	237,400	259,300	300,900
52	238,500	260,500	302,300
53	239,600	261,600	303,700
54	240,700	263,100	305,000
55	241,700	264,500	306,400
56	242,700	265,900	307,800
57	243,500	267,500	308,700

58	244,500	269,100	309,900
59	245,200	270,600	311,100
60	246,200	272,100	312,500
61	247,100	273,500	313,600
62	248,100	275,000	314,900
63	248,900	276,500	316,200
64	249,900	277,800	317,400
65	250,800	279,300	318,700
66	251,800	280,800	320,000
67	252,900	282,300	321,300
68	253,800	283,800	322,600
69	254,600	284,900	323,300
70	255,700	286,400	324,400
71	256,800	287,900	325,500
72	258,000	289,300	326,400
73	259,400	290,400	327,700
74	260,700	291,800	328,400
75	262,000	293,000	329,500
76	263,200	294,300	330,700
77	264,200	295,700	331,800
78	265,300	297,000	333,000
79	266,600	298,200	334,100
80	267,800	299,500	335,300
81	268,800	300,100	336,400
82	269,800	301,300	337,500
83	270,900	302,400	338,500
84	272,000	303,600	339,600
85	272,800	304,700	340,500
86	273,700	305,900	341,500
87	274,800	307,100	342,400
88	275,900	308,200	343,400
89	276,800	309,500	344,400
90	277,700	310,700	345,200
91	278,500	311,900	346,000
92	279,500	313,100	346,800
93	280,400	313,900	347,400
94	281,400	314,600	348,000
95	282,300	315,300	348,700
96	283,300	315,900	349,300
97	284,000	316,600	349,700
98	284,800	316,900	350,100
99	285,400	317,500	350,600
100	286,300	318,200	351,000
101	287,100	318,600	351,500
102	287,900	319,200	351,900
103	288,700	319,800	352,400
104	289,500	320,400	352,800
105	290,200	320,800	353,100
106	290,700	321,300	353,600
107	291,200	321,800	354,000
108	291,700	322,300	354,300
109	291,900	322,700	354,800
110	292,200	323,100	355,300
111	292,400	323,400	355,800
112	292,800	323,700	356,300
113	293,100	324,100	356,800
114	293,300	324,500	357,300
115	293,700	324,900	357,800
116	294,000	325,200	358,200
117	294,300	325,400	358,600
118	294,600	325,700	359,000

119	294,900	326,100	359,500
120	295,300	326,300	360,000
121	295,600	326,500	360,400
122	296,000	326,800	360,900
123	296,300	327,100	361,400
124	296,700	327,400	361,900
125	296,900	327,600	362,200
126	297,100	327,900	
127	297,400	328,300	
128	297,800	328,500	
129	298,000	328,600	
130	298,300	328,900	
131	298,700	329,300	
132	299,100	329,500	
133	299,300	329,800	
134	299,600	330,200	
135	300,000	330,600	
136	300,300	331,000	
137	300,500	331,300	
138	300,800	331,700	
139	301,200	332,100	
140	301,500	332,500	
141	301,700	332,800	
142	302,100	333,200	
143	302,500	333,500	
144	302,800	333,900	
145	302,900	334,200	
146	303,200	334,600	
147	303,500	335,000	
148	303,900	335,400	
149	304,100	335,700	
150	304,300	336,100	
151	304,600	336,500	
152	304,900	336,900	
153	305,300	337,200	
154	305,500		
155	305,700		
156	306,000		
157	306,300		
158	306,600		
159	306,900		
160	307,200		
161	307,600		
162	307,900		
163	308,200		
164	308,500		
165	308,900		
166	309,200		
167	309,500		
168	309,800		
169	310,200		
再雇用職員	234,700	255,000	262,200

備考 准看護師、看護師及び保健師に適用する。

別表第7(第5条第1項第7号関係)
指定職員俸給表

号俸	俸給月額(円)
1	518,000
2	575,000
3	637,000
4	706,000
5	761,000
6	818,000

備考 この表は、水産大学校校長に適用する。

別表第8(第32条第1項及び第6項関係)

地域の区分	地 域
1級地	北海道中川郡美深町、北海道斜里郡清里町、北海道河西郡更別村、北海道川上郡標茶町、北海道阿寒郡鶴居村、北海道標津郡中標津町
2級地	北海道札幌市、北海道千歳市、北海道釧路市、北海道二世郡八雲町、北海道島牧郡島牧村、北海道厚岸郡厚岸町、北海道標津郡標津町、北海道枝幸郡枝幸町
3級地	北海道日高郡新ひだか町
4級地	青森県八戸市、長野県上田市

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一 般 職 員 俸 給 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	
		10 級
技 術 専 門 職 員 俸 給 表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研 究 職 俸 給 表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ウ 船舶職員俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1
8	3月未満	25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5
9	3月未満	29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9
10	3月未満	33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13
11	3月未満	37	37	37	33	25	21	13
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17

12	3月未満	41	41	41	37	29	25	17
	3月以上6月未満	42	42	42	38	30	26	18
	6月以上9月未満	43	43	43	39	31	27	19
	9月以上12月未満	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未満	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未満	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未満	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未満	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未満	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未満	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未満	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未満	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未満	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未満	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未満	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未満	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未満	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未満	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未満	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未満	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
17	3月未満	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未満	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未満	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未満	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未満	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未満	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未満	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未満			73	69	61	57	
	3月以上6月未満			74	70	62	57	
	6月以上9月未満			75	71	63	57	
	9月以上12月未満			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未満			77	73	65		
	3月以上6月未満			78	74	66		
	6月以上9月未満			79	75	67		
	9月以上12月未満			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未満			81	77	69		
	3月以上6月未満			82	78	70		
	6月以上9月未満			83	79	71		
	9月以上12月未満			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		

23	3月未満			85	81	73		
	3月以上6月未満			86	82	73		
	6月以上9月未満			87	83	73		
	9月以上12月未満			88	84	73		
	12月以上			89	85	73		
24	3月未満			89	85			
	3月以上6月未満			90	86			
	6月以上9月未満			91	87			
	9月以上12月未満			92	88			
	12月以上			93	89			
25	3月未満			93	89			
	3月以上6月未満			94	89			
	6月以上9月未満			95	89			
	9月以上12月未満			96	89			
	12月以上			97	89			
26	3月未満			97				
	3月以上6月未満			98				
	6月以上9月未満			99				
	9月以上12月未満			100				
	12月以上			101				
27	3月未満			101				
	3月以上6月未満			101				
	6月以上9月未満			101				
	9月以上12月未満			101				
	12月以上			101				

エ 船舶職員俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1	1
	12月以上	13	9	9	5	1	1
5	3月未満	13	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1
6	3月未満	17	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5
7	3月未満	21	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9
8	3月未満	25	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13
9	3月未満	29	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
10	3月未満	33	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
11	3月未満	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25

12	3月未満	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未満	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未満	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未満	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未満	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未満	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未満	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未満	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未満	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未満	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	78	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	79	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
22	3月未満	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	82	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69

23	3月未滿	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
24	3月未滿		85	85	81	77	
	3月以上6月未滿		86	86	82	78	
	6月以上9月未滿		87	87	83	79	
	9月以上12月未滿		88	88	84	80	
	12月以上		89	89	85	81	
25	3月未滿		89	89	85	81	
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	
	6月以上9月未滿		91	91	87	83	
	9月以上12月未滿		92	92	88	84	
	12月以上		93	93	89	85	
26	3月未滿		93	93	89	85	
	3月以上6月未滿		94	94	90	86	
	6月以上9月未滿		95	95	91	87	
	9月以上12月未滿		96	96	92	88	
	12月以上		97	97	93	89	
27	3月未滿		97	97	93	89	
	3月以上6月未滿		98	98	94	89	
	6月以上9月未滿		99	99	95	89	
	9月以上12月未滿		100	100	96	89	
	12月以上		101	101	97	89	
28	3月未滿		101	101	97		
	3月以上6月未滿		102	102	98		
	6月以上9月未滿		103	103	99		
	9月以上12月未滿		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未滿		105	105	101		
	3月以上6月未滿		105	106	102		
	6月以上9月未滿		105	107	103		
	9月以上12月未滿		105	108	104		
	12月以上		105	109	105		
30	3月未滿			109			
	3月以上6月未滿			110			
	6月以上9月未滿			111			
	9月以上12月未滿			112			
	12月以上			113			
31	3月未滿			113			
	3月以上6月未滿			113			
	6月以上9月未滿			113			
	9月以上12月未滿			113			
	12月以上			113			

オ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29

12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上6月未滿	42	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上6月未滿	54	54	50	42
	6月以上9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上6月未滿	58	58	54	46
	6月以上9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上6月未滿	62	62	58	50
	6月以上9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上6月未滿	66	66	62	54
	6月以上9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上6月未滿	70	70	66	58
	6月以上9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上6月未滿	74	74	70	62
	6月以上9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上6月未滿	78	78	74	66
	6月以上9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上6月未滿	82	82	78	70
	6月以上9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

23	3月未滿	85	85	81	73
	3月以上6月未滿	86	86	82	73
	6月以上9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	89	
	6月以上9月未滿	95	95	89	
	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113			
	3月以上6月未滿	114			
	6月以上9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上6月未滿	118			
	6月以上9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上6月未滿	121			
	6月以上9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

ア 一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		9 級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		10	1
	6月以上9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上6月未満		14	1
	6月以上9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1

11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

イ 研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		5 級	6 級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		10	1
	6月以上9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上6月未満		14	1
	6月以上9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上6月未満		18	1
	6月以上9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	2
	6月以上9月未滿	55	3
	9月以上12月未滿	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未滿	57	5
	3月以上6月未滿	58	6
	6月以上9月未滿	59	7
	9月以上12月未滿	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未滿	61	9
	3月以上6月未滿	62	9
	6月以上9月未滿	63	10
	9月以上12月未滿	64	10
	12月以上	655	11

23	3月未滿	65	11
	3月以上6月未滿	66	11
	6月以上9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13